

中商連オートオークション 検査基準

目 次

総 則	1
(別表Ⅰ) 修復歴判定基準	2
(別表Ⅱ) 評価点および評価基準	3
(別表Ⅲ) 内・外装補助評価点	4
(別表Ⅳ) 評価点の上限基準	5
(別表Ⅴ) 検査表示記号	6

総 則

1. 出品自動車の評価と検査(中商連オートオークション規約第 17 条)

- (1) 主催商組は、自己が主催する J U オークションに出品された自動車について、検査員に品質評価をさせ、その結果をオークション参加者全員に公表します。
- (2) 主催商組は、中商連が認定した検査員により、前項の評価をするのに必要な限度で出品自動車の検査をします。
- (3) 前二項の検査員による評価と検査は、出品自動車の内外装の状態および事故修復歴の有無の確認等に限って行い、機関、機構等走行上の機能の状態については対象としません。
- (4) 1 項の品質評価については、別表 I から別表 V の基準を別に定めます。
- (5) 主催商組が行う品質評価およびその結果の公表にかかわらず、出品者および落札者は、オークション売買における出品自動車の品質評価を自己の責任において行うものとし、これについて主催商組および検査員に対し一切の責任を問えないものとします(この品質評価は、オークションの参考資料を提供するものであって、主催商組が当該自動車の品質保証をするものではありません)。

2. 定義

(1) 修復歴車

修復歴車とは、過去に交通事故その他の災害により、車体の骨格部位を損傷し、「修正」あるいは部品「交換」により修復したもので、別表 I に掲げる事項のいずれかに該当する自動車をいい、日本オートオークション協議会の修復歴判定基準に準じます。

流通過程での未修復の「現状車」も同様の判定基準を適用します。

改正記録

- ・平成 25 年 4 月 1 日施行
- ・平成 28 年 1 月 28 日改正、平成 28 年 4 月 1 日実施
- ・平成 28 年 6 月 6 日改正、平成 28 年 7 月 1 日実施
- ・平成 31 年 1 月 31 日改正、平成 31 年 4 月 1 日実施

(別表 I) 修復歴判定基準

1. 下記の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものは修復歴とする。
2. 但し、小さな損傷は修復歴としない。また、骨格は溶接接合されている部位(部分)のみとし、ネジ止め部位(部分)は骨格としない。「溶接」にはリベット止め、接着剤止めで恒久的に取り付けられているものを含む。

NO	骨格部位	修復歴とするもの	修復歴としないもの
1	クロスメンバー (フロント・リヤ)	①交換されているもの ②曲がり、凹み又はその修理跡があるもの ③亀裂があるもの	①小さな凹み、亀裂又はその修理跡があるもの ②突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
2	サイドメンバー (フロント・リヤ)	①交換されているもの ②曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	①コアサポートの先端部より前に位置する部分、及びリヤエンドパネルより後に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②けん引フック取付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③バンパーステア取付け部の小さな凹み又はその修理跡があるもの ④突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
3	インサイドパネル (フロント) ダッシュパネル	①交換されているもの ②外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①コアサポートの先端部より前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②小さな凹み又はその修理跡があるもの
4	ピラー (フロント・センター・リヤ)	①交換されているもの ②スポット打ち直しがあるもの ③外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①一部外部に露出している部位に凹み又はその修理跡があるもの ②ボディサイドシルパネルの単体部品交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるもの ③シートベルトの挟み込みによる凹み、ドアの開きすぎによるヒンジ部の凹み又はふくらみ、及びそれらの修理跡があるもの ④1BOX 車等のルーフパネルからステップまで一体として露出しているパネル状センターピラー等のアウター部はピラーとしない ⑤小さな凹み又はその修理跡があるもの
5	ルーフ	①交換されているもの ②ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの ③ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がり又はその修理跡があるもの	インナー部に小さな凹み、曲がり又はその修理跡があるもの
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー	①交換されているもの ②パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの ③破れ(亀裂)があるもの ④外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又はその修理跡があるもの	①突き上げ等による凹み、曲がり又はその修理跡があるもの ②小さな凹み、曲がり、破れ又はその修理跡があるもの
7	リヤフロア (トランクフロア)	①交換されているもの ②パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの ③破れ(亀裂)があるもの ④外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①リヤエンドパネル又はリヤフェンダー等の交換時に生じた損傷があるもの ②小さな凹み、破れ又はその修理跡があるもの ③スペアタイヤ等格納部の突き上げによる凹み、小さな破れ又はその修理跡があるもの

- ①クランプ跡があっても上記基準に該当しない場合は修復歴としない。
 ②修復歴の判定はボディ形状・構造(フレーム付き車など)や損傷の度合い等により異なる場合がある。
 ③小さな損傷の大きさはカードサイズ未満とする。

(別表Ⅱ) 評価点および評価基準

評価点	走行距離	初年度登録後の経過月数	内容	内装	外装
S点	10,000 kmまで	12 ヶ月まで	内外装とも良好な状態	A	A
6点	30,000 kmまで	36 ヶ月まで	傷凹等が少々あるが加修対象とならないもの	A	A
5点	50,000 kmまで	*****	・傷凹等があるが軽微な加修で済むもの ・内外装に軽微な補修跡があるもの	B以上	B以上
4. 5点	100,000 kmまで	*****	・傷凹等があるが多少の加修で済むもの ・内外装に多少の補修跡があるもの	C以上	B以上
4点	150,000 kmまで	*****	・傷凹錆等の加修が必要なもの ・内外装に補修跡があるもの	C以上	C以上
3. 5点	*****	*****	・傷凹錆等の加修が必要なもの ・内外装に多少雑な補修跡あるもの	D以上 (どちらか一方がC以上)	
3点	*****	*****	・傷凹錆等の加修が必要なもの ・内外装の補修跡が雑なもの	D以上	D以上
2点	*****	*****	・傷凹錆腐食等の全体的な加修が必要なもの ・内外装の補修跡が雑で再仕上げを要するもの ・上記3点評価車を上回る減点要因があるもの	E以上	E以上
1点	*****	*****	冠水車、消火剤散布跡車	×	×
R点	*****	*****	修復歴車、未修復車	E以上	E以上
ブランク	*****	*****	粗悪車、多大な加修費用を要する事故現状車	*****	*****
注	①修復歴車で冠水車、または修復歴車で消火剤散布跡車の場合は「R1」とする。 ②検査不可能車(ボンネットフード、トランクフード、ドア等が開かないもの)は、検査不可能箇所を明記し、評価点を付与する(車台番号が確認できない車両は出品不可)。 ③メーター交換車、ひょう害車は「持ち点車」(2点以上)扱いとする。 ④登録月の申告がない場合は、1月登録車とみなし評価点を付与する。 ⑤初年度登録後の経過月数は、初年度登録月を含む。				

(別表Ⅲ) 内・外装補助評価点

内装評価

補助 評価	内容	目安
A	加修の必要がないもの	・軽微な清掃で戻るもの ・目立たない小スレ、小傷まで
B	軽微な加修が必要なもの	・清掃で目立たなくなる汚れがあるもの ・小さな破れ、コゲ、ビス穴等があるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
C	加修を必要とするもの	・清掃が必要なシミ、汚れがあるもの ・傷、破れ、コゲ、コゲ穴、ビス穴 ・ペイントがあるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
D	大きな加修を必要とするもの	・主要部品の交換が必要なもの ・欠陥部品が多数あるもの ・目立つ傷、破れ、コゲ、コゲ穴等が多数あるもの ・ペンキが付着しているもの ・異臭があるもの ・全体に錆が多数あるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
E	再生が容易でないもの	上記以上のもの

外装評価

補助 評価	内容	目安
A	加修の必要がないもの	小傷、小凹、良好な補修跡が少々あるもの
B	軽微な加修が必要なもの	・軽微な加修を必要とする傷、凹があるもの ・多少の補修跡があるもの ・軽微な錆等が少数まで ・ガラスにヒビ割れ、小傷があるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
C	加修を必要とするもの	・加修を必要とする傷、凹があるもの ・補修波があり色ムラ、ボケが多少あるもの ・錆、腐食が多少あるもの ・交換を要するガラスの割れ、目立つ傷があるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
D	大きな加修を必要とするもの	・加修を必要とする大きな傷、凹が多数あるもの ・加修を必要とする錆、腐食が多数あるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
E	再生が容易でないもの	上記以上のもの

(別表Ⅳ) 評価点の上限基準

	基準	補足
5 点上限	職権打刻車	国産車のみに適用
4 点上限	色替え車	元色と異なる全塗装の場合のみに適用
3.5 点上限	メーター改ざん車(*)	
	走行不明車(#)	
	骨格部位以外の溶接部位交換車	リヤフェンダー、サイドシル、リヤエンドパネル、ラジエータ コアサポート、旧クロスメンバー等の交換車両に適用
	修復歴としなかった骨格損傷車両	骨格の小さな損傷で修復歴としない場合に適用

(別表Ⅴ) 検査表示記号

部位	表記記号		適用レベル
ボディ バンパー	キズ	A1	カードサイズ程度のキズ
		A2	20cm程度のキズ
		A3	30cm程度のキズ
		A4	上記(A3)を超えるキズ
	エクボ	E	500円玉未満の小さな凹み
	凹み	U1	カードサイズ程度の凹み
		U2	20cm×20cm程度の凹み
		U3	30cm×30cm程度の凹み
		U4	上記(U3)を超える凹み
	キズを伴う 凹み	UA1	カードサイズ程度のキズを伴う凹み
		UA2	20cm×20cm程度のキズを伴う凹み
		UA3	30cm×30cm程度のキズを伴う凹み
		UA4	上記(UA3)を超えるキズを伴う凹み
	補修跡	W1	仕上がりが良好なもの
		W2	加修波が若干目立つもの
		W3	加修波が大きく目立つもの、または再仕上げを要するもの
	サビ (外板)	S1	小さなサビ
		S2	目立つサビ
		S3	大きなサビ
	腐食 (外板)	C1	小さな腐食・ウキ
		C2	目立つ腐食
		C3	大きな腐食
		C穴	腐食穴があるもの
	塗装	P	塗装に関する用語
	要交換	×	交換を要する損傷
	交換済	××	交換済みのもの
ガラス	キズ		目立つキズ
	飛石		ボールペン先ぐらいのもの
	ヒビ割		500円玉程度のもの
	リペア跡		
	× 要		交換を要する損傷